

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和二年度答申第七号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和三年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（健康対策課）

諮問日：令和2年3月27日

（令和元年度諮問第6号）

答申日：令和3年3月17日

（令和2年度答申第7号）

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成31年2月15日付けで審査請求人から提起のあった、広島県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神障害者保健福祉手帳の更新決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔健康対策課〕）の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

令和2年3月16日付け審理第21号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

##### (1) 令和2年3月27日付け諮問説明書

###### ア 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

###### イ 考えの理由

###### (ア) 認定事実

審理員意見書3(1)に記載のとおりである。

###### (イ) 判断

審理員意見書3(2)イに記載のとおりである。

###### (ウ) 結論

前記(ア)及び(イ)のとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

##### (2) 令和2年12月18日付けの審査会の調査権限事項（令和元年度諮問第6号）に対する回答書

ア 平成26年2月3日付けで交付した精神障害者保健福祉手帳の障害等級を1級とした理由について照会し、次の回答を受けた。

当該手帳の交付は、県外転入に伴う届出によるものであり、広島県精神障害者

保健福祉手帳交付事務取扱要綱（平成19年3月29日施行。本件処分時に適用されたのは、平成28年4月1日改正後のもの。以下「県交付事務取扱要綱」という。）第7条第4項の規定により、新たな精神障害者保健福祉手帳の障害等級及び有効期限は旧精神障害者保健福祉手帳と同一とすることとしていることから、旧精神障害者保健福祉手帳と同一の障害等級（1級）とした。

イ 平成27年3月11日付けで交付した精神障害者保健福祉手帳の障害等級を2級とした理由について照会し、次の回答を受けた。

県交付事務取扱要綱第3条第5項の規定により、年金証書の写し等が添付された申請については、年金の障害等級と同一の障害等級の精神障害者保健福祉手帳の交付を決定することとしていることから、当時の年金の障害等級と同一の障害等級の精神障害者保健福祉手帳（2級）を交付した。

ウ 県交付事務取扱要綱について、平成26年から平成27年までの間に改正を行っている場合の改正内容及び改正年月日について照会し、提出された資料から、平成26年4月1日に県交付事務取扱要綱第2条第1項の改正が行われていることを確認した。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第4項の規定により、2年ごとに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）第6条第3項に定める精神障害の状態にあることの都道府県知事の認定を受けることとされている。都道府県知事は、法第45条第4項の認定の申請を行った者について、政令第6条第3項で定める精神障害の状態にあると認めた場合（政令第6条第3項において定められた、障害等級1級から3級までのいずれかに該当すると認めた場合）には、政令第8条第2項の規定により、その者の精神障害者保健福祉手帳に必要な事項を記載し、又は先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳を交付することとなる（処分庁においては、県交付事務取扱要綱第6条第3項の規定により、先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳を交付する取扱いとしている。）。

つまり、精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年とされ（法第45条第4項及び県交付事務取扱要綱第6条第4項）、有効期限が到来した場合は、精神障害者保健福祉手帳の更新が必要となるが、更新に当たっては、その都度、法第45条第4項の規定により、政令第6条第3項に定める精神障害の状態にあることの都道府県知事の認定を受けることとなる。

(2) 処分庁においては、精神障害者保健福祉手帳に記載する障害等級の認定は、法第

45条及び政令第6条に基づき、具体的には、当該認定に係る審査基準とされている広島県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（平成14年3月29日付け保健対策室長通知によるもの。本件処分時に適用されたのは、平成25年5月17日改正後のもの。以下「県判定基準」という。）、「広島県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（平成14年3月29日付け保健対策室長通知によるもの。本件処分時に適用されたのは、平成23年4月1日改正後のもの。以下「県判定基準留意事項」という。）及び県交付事務取扱要綱第3条にのっとり行っている。県判定基準においては、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。……判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること。」とされている。

これらの規程に従って、平成30年11月13日付け診断書兼意見書（精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費兼用）（以下「本件診断書」という。）の内容に基づき、審査請求人の精神障害の程度について検討した結果は、次のとおりである。

ア 「(1)精神疾患の存在の確認」について

本件診断書によると、「① 病名」の欄中、「(1) 主たる精神障害」には、「〇〇 ICDコード(〇〇)」と記載されており、審査請求人は、〇〇と診断されていることが認められる。

イ 「(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認」について

本件診断書において、精神疾患（機能障害）の状態を示す「④ 現在の病状、状態像等」の欄中、「〇〇」は「〇〇」に〇が付されており、また、「〇〇」については「〇〇」に〇が付されており、「〇〇」については「〇〇」、「〇〇」及び「〇〇」に〇が付されている。また、「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等」の欄には、審査請求人の病状の具体的内容として、「〇〇」と記載されている。

県判定基準によると、「〇〇」については、「〇〇」に該当する場合は、障害等級1級相当とされ、「〇〇」に該当する場合は、障害等級2級相当とされる。また、「〇〇」に該当する場合は、障害等級3級相当とされる。

なお、県判定基準留意事項2(4)〇〇において、〇〇とされている。

本件診断書の「③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」によると、審査請求人は、「〇〇」とされているが、前記のとおり、〇〇の症状があるとされ、「〇〇」とされている。また、「〇〇」の症状があるとされ、その詳細状況としては、「〇〇」とされている。

次に、本件診断書の「⑩ 生活能力の状態」の「2 日常生活能力の判定」によると、審査請求人については、「(5)他人との意思伝達・対人関係」の「できな

い」に○が付されているものの、「(7)社会的な手続や公共施設の利用」及び「(8)趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」の「援助があればできる」に○が付されている。

これらのことからすると、審査請求人には、○○があることは認められるものの、その状態は、○○であるとまでは言えない。また、「○○」があることは認められるものの、その程度が○○であるとまでは言えない。

これを県判定基準の表に照らすと、処分庁が、「○○」に当てはまるとして、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態を障害等級2級程度と判定したのは、妥当なものと認められる。

#### ウ 「(3)能力障害の状態の確認」について

次に、能力障害（活動制限）の状態については、県判定基準の表によると、診断書兼意見書の「⑩ 生活能力の状態」の「2 日常生活能力の判定」の(1)から(8)までの各項目にそれぞれ対応した、1（食事摂取）、2（清潔保持）、3（金銭管理）、4（通院・服薬）、5（意思伝達・対人関係）、6（安全保持）、7（社会的な手続）及び8（文化的社会的活動）の八つの項目のそれぞれについて、おおむね、「できない」が障害等級1級相当、「援助なしにはできない」が障害等級2級相当、「自発的にできるがなお援助を必要とする」、「概ねできるがなお援助を必要とする」、「十分とはいええず不安定である」又は「十分とはいええず援助を必要とする」が障害等級3級相当と位置付けられており、障害等級1級から3級までの各等級において、それぞれ記載された項目について「1～8のうちいくつかに該当するもの」とされている。

審査請求人の能力障害（活動制限）の状態について、本件診断書においては、能力障害（活動制限）の状態を示す「⑩ 生活能力の状態」の欄では、「2 日常生活能力の判定」の(1)～(8)の8項目のうち、「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」に五つ、「援助があればできる」に二つ、「できない」に一つ○が付されている。また、「3 日常生活能力の程度」では、「(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に○が付され、「⑪ ⑩の具体的程度、状態（就学、就労状況を含む）等」の欄には、「○○」と記載されている。

また、県判定基準留意事項3(6)の表によると、日常の生活能力の程度について、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」場合（診断書兼意見書の「⑩ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」において(3)に相当）は、「おおむね2級程度」とされ、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」場合（診断書兼意見書の「⑩ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」において(4)に相当）及び「精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない」場合（診

断書兼意見書の「⑩ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」において(5)に相当)は、「おおむね1級程度」とされている。

審査請求人については、本件診断書の「⑩ 生活能力の状態」の「2 日常生活能力の判定」について、県判定基準の表において障害等級3級相当の項目が五つあるが、障害等級2級相当の項目が二つ、障害等級1級相当の項目が一つあること(同2の「(5)」に○が付されていること。)及び同じく「⑩ 生活能力の状態」の「3 日常生活能力の程度」の「(3)」(おおむね2級程度)に○が付されていることを総合判断すると、処分庁が、審査請求人の能力障害の状態を障害等級2級程度と判定したのは、妥当なものと認められる。

エ 「(4)精神障害の程度の総合判定」について

処分庁が、県判定基準に定めるところに従って、審査請求人の精神障害の状態について、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(政令第6条第3項)として、その障害等級を2級相当であると判定したのは、妥当であると認められる。

- (3) 審査請求人は、本件処分について、「症状が変化していないにもかかわらず、障害等級が下がったことは、不当である」と主張している。

この点について、平成29年2月8日付けで決定された、前回の精神障害者保健福祉手帳の更新時においては、審査請求人に対して障害等級2級の精神障害者保健福祉手帳が交付されている。本件処分により交付された精神障害者保健福祉手帳に記載された審査請求人の障害等級は更新前と同じ2級であり、本件処分において審査請求人の障害等級が下がったという事実は認められない(なお、審査請求人の「障害等級が下がった」のは、処分庁が平成27年3月11日付けで行った精神障害者保健福祉手帳の更新の決定の際である。)

なお、法第45条第4項の精神障害の状態の認定及び精神障害者保健福祉手帳の更新決定は、申請者の更新時の精神障害の状態が、政令第6条第3項に該当する程度であるかを判定した上で行われるものであり、更新前の障害等級との比較ではなく、申請者の更新時の精神障害の状態により判定されるものであることは言うまでもない。

よって、この点に係る審査請求人の主張は、失当である。

- (4) 本件処分を行うに当たっては、広島県精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費(精神通院)審査会(以下「本件判定審査会」という。)が行われているが、審査請求人については、本件判定審査会における審議の結果、障害等級2級と判定されており、処分庁は、本件判定審査会の判断と同様の判断により障害等級2級であると判定している。
- (5) 以上のことからすると、処分庁が本件判定審査会における判定結果を踏まえて、本件診断書に基づき、県判定基準及び県判定基準留意事項に照らして総合的に勘案

した結果、審査請求人の障害等級が2級に相当すると判断したことに違法又は不当な点は認められない。

したがって、この点に係る審査請求人の主張には、理由がない。

## 2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

### 1 審査庁から審査会へ諮問（令和2年3月27日）

#### 2 第1回審議（令和2年12月8日）

##### (1) 審議内容

本件審査請求に係る審議を行った。

##### (2) 審議結果

行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限の行使が必要と認めたため、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号）第10条第6項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。

#### 3 第2回審議（令和3年2月2日）

##### (1) 審議内容

審査庁から前記2(2)の調査に対して、前記第2の2(2)のとおり回答があったため、当該回答について、審査会事務局から委員に対して報告を行った。

##### (2) 審議結果

前記(1)において審査庁から提出された回答書を踏まえ、本件処分に係る審議を行った。

#### 4 第3回審議（令和3年3月17日）

答申案を検討し、答申を決議した。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法第45条は、精神障害者（知的障害者を除く。）に対する手帳の交付について規定しており、同条第4項は、手帳の交付を受けた者は「2年ごとに、第2項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない」とされている。そして「第2項の政令で定める精神障害の状態」とは、政令第6条第1項及び第3項の規定により、次のように定められている。

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの
----	---

また、法第45条第4項の規定による政令で定める精神障害の状態にあることについての認定の申請については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。本件処分時に適用されたのは、平成30年4月1日改正後のもの。以下「省令」という。）第28条第1項及び第23条第1項の規定により、「指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書」などを添付して行うものとされている。

- (2) 県判定基準では、手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われるものとされ、判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応することとされている。

そして、障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準は次のように定められている。

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1級 （精神障害であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li> <li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</li> <li>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの</li> <li>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの</li> <li>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの</li> <li>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの</li> <li>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。</li> <li>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</li> <li>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</li> <li>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</li> <li>6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</li> <li>7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。</li> <li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。</li> </ol> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
2級 （精神障	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</li> </ol>



<p>害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)</p>	<p>化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</p> <p>6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。</p> <p>(上記1～8のうちいくつか該当するもの)</p>
<p>3級 (精神障害であつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。</p> <p>6 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。</p> <p>(上記1～8のうちいくつか該当するもの)</p>

(3) 県判定基準の運用に当たっては、県判定基準留意事項が定められており、県判定

基準留意事項の1では、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、精神疾患の種類によって、また、精神疾患（機能障害）の状態によって、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害（活動制限）の状態の関係は必ずしも同じではないため、一律に論じることはできないが、精神疾患の存在と精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認の上で、精神障害の程度を総合的に判定して行う。」こととされ、2では、精神疾患（機能障害）の状態の判定について規定されている。

県判定基準留意事項2(4)では、「精神疾患（機能障害）の状態」欄の状態像及び症状における留意事項が規定されている。

また、県判定基準留意事項の3では、能力障害（活動制限）の状態の判定について規定されており、このうち、県判定基準留意事項の3(5)及び(6)では、次のように規定されている。

- (5) (前略) 診断書兼意見書（広島県精神障害者保健福祉手帳交付事務取扱要綱、様式2）の「⑨生活能力の状態」欄等を参考にすることになる。「2 日常生活能力の判定」欄の(1)～(8)のそれぞれの項目については、「できない」ものは障害の程度が高く、「援助があればできる」、「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」、「自発的にできる・適切にできる」の順に順次能力障害（活動制限）の程度は低くなる。また、(1)～(3)と(6)は日常生活に関連のある項目、その他は社会生活に関する項目である。障害の程度の総合判定に、(1)～(8)のどの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示し難いが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある。
- (6) 精神障害の程度の判定に当たっては、診断書兼意見書のその他の記載内容も参考にして、総合的に判定するものであるが、「3 日常生活能力の程度」欄の(1)～(5)のそれぞれにより考えられる能力障害の程度は、概ね次表の通りと考えられる。

日常生活能力の程度	障害等級
(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。	非該当
(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。	おおむね3級程度
(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。	おおむね2級程度
(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。	おおむね1級程度
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。	おおむね1級程度

なお、「普通にできる」とは、「完全・完璧にできる」という意味ではなく、日

常生活および社会生活を行う上で、あえて他者による特別の援助（助言や介助）を要さない程度のもをいう。

「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」とは、活動や参加において軽度ないし中等度の問題があり、あえて援助を受けなくても、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行う程度のもをいう。

「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があって「必要なときには援助を受けなければならない」程度のもをいう。

「日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に重度ないしは完全な問題があり、「常に援助がなければ自ら行い得ない」程度のもをいう。

「身の回りのことはほとんどできない」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に完全な問題があり、「援助があっても自ら行い得ない」程度のもをいう。

- (4) 県交付事務取扱要綱第3条第1項は、障害等級1級を「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」、障害等級2級を「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」と規定し、同条第2項の規定により、「障害等級の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うもの」と規定している。また、同条第4項は、「医師の診断書兼意見書が添付された申請については、総合精神保健福祉センターの判定に基づき、手帳の交付の可否及び障害等級を決定する。」と定めている。
- (5) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

## 2 理由

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定は、法第45条及び政令第6条の規定に基づき行われるものであり、処分庁では、県判定基準、県判定基準留意事項及び県交付事務取扱要綱を定めて、具体的な認定事務を行っている。

また、上記1(1)でみたように、精神障害者保健福祉手帳の更新の申請に当たっては、省令第28条第1項及び第23条第1項の規定により、「指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書」（以下単に「診断書」という。）等を添付して行うものとされており、診断書が添付されて精神障害者保健福祉手帳の更新の申請がされた場合には、当該診断書の記載内容をもとに精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定がされることになると考えられる。

本件申請では、審査請求人から処分庁に対し、本件診断書が提出されており、処分庁は、本件診断書をもとにして、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等

級を審査し、障害等級の判定を行ったことが認められるところ、当該判定が違法又は不当であるかどうかについては、次のとおりである。

- (2) 本件診断書によると、「① 病名」の欄中、「(1) 主たる精神障害」には「〇〇 ICDコード (〇〇)」と記載されている。

精神疾患（機能障害）の状態を示す「④ 現在の病状、状態像等」の欄中、「〇〇」については「〇〇」に、「〇〇」については「〇〇」に、「〇〇」については「〇〇」に、「〇〇」及び「〇〇」に〇が付されている。また、「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等」の欄には、審査請求人の病状の具体的内容として、「〇〇」と記載されている。

県判定基準によると、「〇〇」については、「〇〇」に該当する場合は、障害等級1級相当とされ、「〇〇」に該当する場合は、障害等級2級相当とされる。また、「〇〇」に該当する場合は、障害等級3級相当とされる。

なお、上記1(3)でみたように、県判定基準留意事項2(4)〇〇において、〇〇とされている。

本件診断書の「③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」によると、審査請求人は、「〇〇」とされているが、前記のとおり、〇〇の症状があるとされ、「〇〇」とされている。また、「〇〇」の症状があるとされ、その詳細状況としては、「〇〇」とされている。

次に、本件診断書の「⑩ 生活能力の状態」の「2 日常生活能力の判定」によると、審査請求人については、「(5)他人との意思伝達・対人関係」の「できない」に〇が付されているものの、「(7)社会的な手続や公共施設の利用」及び「(8)趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」の「援助があればできる」に〇が付されている。

これらのことから、処分庁は、本件判定審査会における判定を踏まえ、県判定基準に照らして、「〇〇」に当てはまるとして、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態を障害等級2級程度と判断したといえることから、このような処分庁の判断は妥当なものである。

- (3) 次に、能力障害（活動制限）の状態を示す「⑩ 生活能力の状態」の欄では、「2 日常生活能力の判定」の(1)から(8)までの8項目のうち、「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」に5つ、「援助があればできる」に2つ、「できない」に1つ〇が付されている。また、「3 日常生活能力の程度」では、「(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に〇が付され、「⑪ ⑩の具体的程度、状態（就学、就労状況を含む）等」の欄には、「〇〇」と記載されている。

本件診断書の「⑩ 生活能力の状態」の欄において「2 日常生活能力の判定」について、県判定基準の表において障害等級3級相当の項目が5つあるが、障害等

級2級相当の項目が2つ、障害等級1級相当の項目が1つあり、同じく「⑩ 生活能力の状態」の欄において「3 日常生活能力の程度」の「(3)」(おおむね2級程度)に○が付されている。

これらのことから、処分庁は、本件判定審査会における判定を踏まえ、審査請求人の能力障害の状態を障害等級2級程度としており、このような処分庁の判断は妥当なものである。

- (4) よって、上記(2)及び(3)のとおり、県判定基準に定めるところに従って、審査請求人の精神障害の状態について、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」として、その障害等級を2級相当であるとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。
- (5) 以上のことからすると、本件処分は、処分庁が、精神科の医師で構成される本件判定審査会での判定を踏まえ、本件診断書に基づき、県判定基準及び県判定基準留意事項にも照らして総合的に判断した結果、審査請求人の障害等級が2級に相当するとして行われたものであり、その判断の過程、内容において特段違法又は不当な点があるとは認められない。
- (6) なお、処分庁が平成26年2月3日付けで審査請求人に対して行った障害等級を1級とする精神障害者保健福祉手帳の交付決定処分(以下「平成26年処分」という。)及び処分庁が平成27年3月11日付けで審査請求人に対して行った障害等級を2級とする精神障害者保健福祉手帳の更新決定処分(以下「平成27年処分」という。)についても念のため確認したところ、上記第2の2(2)のとおり、平成26年処分は県交付事務取扱要綱第7条第4項の規定により、旧精神障害者保健福祉手帳と同一の障害等級である1級とされ、平成27年処分は県交付事務取扱要綱第3条第5項の規定により、当時の年金の障害等級と同一の障害等級である2級とされており、いずれも県交付事務取扱要綱に基づき障害等級を決定したものと認められる。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

#### 広島県行政不服審査会第1部会

委員(部会長)	酒井	朋子
委員	横藤	誠
委員	椋	大樹

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとき

れているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条），本件答申書には，審査請求人の個人情報等，一般に公表することが適当でない部分が含まれるため，答申書そのものではなく，「答申の内容」を公表するものとする。